

公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会 給与規程

2023年4月1日代表理事制定

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第16条の規定により、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、次のとおりとする。

- (1) 事務職員の給与は、基本給及び通勤手当とする。
- (2) パートタイム職員の給与は、時給及び通勤手当とする。
- (3) パートタイム職員には、勤務時間を超える法定労働時間内の超過勤務については時給額と同額を基準として算定した額を支給する。
- (4) 法定労働時間を超える超過勤務に対しては、労働基準法に定める超過勤務手当を支給する。ただし、事務局長には支給しない。

(支払日)

第3条 給与の計算期間は毎月1日から月末までとし、事務職員には当月20日に支払う。

2 パートタイム職員の給与の計算期間は毎月1日から月末までとし、翌月20日に支払う。

3 支払日が土曜日、日曜日及び祝日に当たるときは、その前日に支払う。

(支払方法)

第4条 給与の支払は、通貨をもって直接本人に支給する。ただし、金融機関への振込を申し出た場合については、本人の指定する口座に振込むものとする。

(給与からの控除)

第5条 次に掲げるものは給与から控除する。

- (1) 法令に基づき職員が支払うべきもの

(基本給等)

第6条 事務職員の給与は、年俸制とし代表理事が別に定める。

2 パートタイム職員の時給は、代表理事が別に定める。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、国家公務員法第2条に規定する一般職の職員の給与に関する法律第12条を準用し、交通機関に応じ下記の計算による。

- (1) 自家用自動車で通勤する場合、月額額の5分の3とする。
- (2) 交通機関を利用する場合は、最寄り駅間の運賃の勤務日数分とする。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。